

## 伊勢市文化芸術大会等出場者激励金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、日頃の文化芸術活動等の成果として全国規模以上の大会（以下「大会」という。）に出場する市民の榮譽を称え、激励金を交付することにより、本市の文化芸術等の振興と向上を図ることを目的とする。

### (対象となる文化芸術等の範囲)

第2条 激励金の対象となる文化芸術等の範囲は次のとおりとする。

- (1) 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(次号に規定するメディア芸術を除く。)
- (2) 映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
- (3) 雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能
- (4) 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（前号で規定した伝統的な芸能を除く。)
- (5) 茶道、華道、書道その他の生活に係る文化活動
- (6) 囲碁、将棋その他の国民的娯楽
- (7) その他前6号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

### (対象大会)

第3条 交付の対象となる大会は、次の各号のいずれかに該当するものとする。なお、同一期間、又は同一大会要項等で開催される大会は、同一大会とみなす。

- (1) 文部科学省又は文化庁が主催又は共催若しくは後援する大会のうち、

地方予選を経て出場し、又は厳正かつ明確な基準により推薦され出場する全国規模以上の大会

- (2) 国及び地方公共団体、その他これらに準ずる機関(政治団体、宗教団体、流派団体等を除く。)、新聞社等が主催する全国規模以上の大会のうち、地方予選を経て出場し、又は厳正かつ明確な基準により推薦され出場する全国規模以上の大会
- (3) 国民文化祭及び全国高等学校文化祭の構成事業として、全国的に公募する大会
- (4) 全国高等学校長協会、公益財団法人全国商業高等学校長協会、公益社団法人全国工業高等学校長協会、全国定時制通信制高等学校長会、全国農業高等学校長協会等が主催する全国規模の大会
- (5) その他前4号に掲げるもののほか、市長が適当と認める大会

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、激励金を交付しない。

- (1) 美術展、写真展、書道展その他の作品展への出展、文芸作品等の応募その他対象者が全国大会の開催地に行くことなく出場できるとき
- (2) 応募者の全てが出場できるとき
- (3) 交流、親睦等を図ることのみを主な目的とするとき  
(対象者)

第4条 交付の対象者は、本市に住所を有しかつ居住する者で、次のいずれかに該当する者とする。ただし、大会の出場種目又は参加種目を生業

としている者及び大会への出場又は参加に当たり本市の他の交付金を受けているものは除く。

(1) 地区予選及び県予選、又はブロック予選等を経て大会の出場資格を得た者

(2) 主催する団体等から予選を免除された者

2 交付の対象となる顧問等は次のいずれかに該当する者とする。

(1) 本市に住所を有し、かつ居住する者で、大会の開催要領等で必要と認められ、参加申込書等に記載のある出場者以外の者

(2) 市内小中学校の部活動顧問等で、児童生徒を引率する立場にある者

3 その他前2項に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(激励金の額)

第5条 激励金の交付額は10,000円とする。ただし、本市内で開催される大会において、開催地枠として出場する場合は5,000円とする。

2 前項の規定に関わらず、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(申請手続)

第6条 激励金の交付を受けようとする個人（その者が未成年である場合は、その者の保護者）又は団体の代表者（以下「申請者」という。）は、伊勢市文化芸術大会等出場者激励金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 激励金支給調書（様式第2号）

(2) 出場する大会の要項等

(3) 出場資格獲得を証明する書類（予選結果等）

(4) 大会出場を証明する書類（大会申込書等）

(5) その他市長が特に必要と認める書類

2 前項の申請書は、大会開催の前日までに提出するものとする。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、  
激励金を交付すると決定したときは、伊勢市文化芸術大会等出場者激励  
金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(激励金の返還)

第8条 市長は、激励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当し  
たときは、激励金の返還を命ずることができる。

(1) 大会への出場を中止したとき

(2) 虚偽の申請、その他不正な手段により激励金を受けたとき

(委任事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、激励金の交付に関し必要な事項は、  
市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(伊勢市文化芸術大会出場者激励金交付要綱の廃止)

2 伊勢市文化芸術大会出場者激励金交付要綱(平成26年6月1日施行)  
は、廃止する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住所（所在地）  
氏名（代表者名）  
又は団体の名称  
連絡先

印

### 伊勢市文化芸術大会等出場者激励金交付申請書

今般、下記大会に出場することとなりましたので、激励金の交付について申請します。

#### 記

- 1 出場者名 別紙「激励金支給調書」のとおり
- 2 大会名
- 3 交付申請額
- 4 添付書類
  - ・ 激励金支給調書（様式第2号）
  - ・ 出場する大会の要項等
  - ・ 出場資格獲得を証明する書類（予選結果等）
  - ・ 大会出場を証明する書類（大会申込書等）



様式第3号（第7条関係）

第 号

年 月 日

住所（所在地）  
氏名（代表者名）  
又は団体の名称

伊勢市長

伊勢市文化芸術大会等出場者激励金交付決定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった伊勢市文化芸術大会等出場者激励金について、次の条件を付して交付することに決定しましたので、通知します。

記

- 1 交付決定額 \_\_\_\_\_円
- 2 交付条件 (1) この激励金は、文化芸術大会等出場のために交付するものであり、目的外の使用は一切しないこと。  
(市の監査を求められたときは、関係書類を提示すること。)